

1 2 財産処分に公告を忘れていませんか。

宗教法人法は、宗教法人（包括法人を除く）が次のような行為を行う場合には公告することを定めています。

①不動産の処分

土地、建物、立竹木についての譲渡（売却など）、交換、賃貸借（長期）、地上権、地役権の設定など

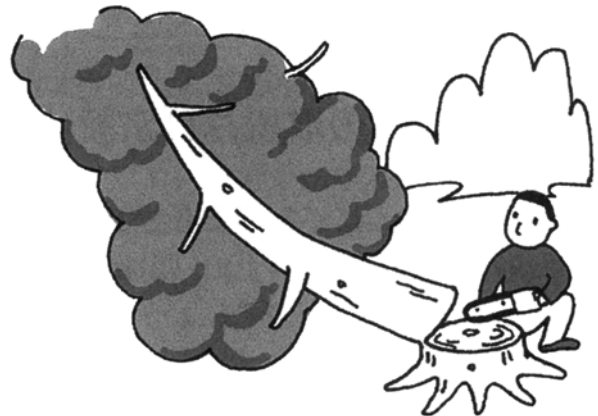
②宝物の処分

歴史上、信仰上、重要な価値を有する財産の処分



③担保の供与

不動産、宝物について抵当権や質権を設定したり譲渡担保に供すること



④借入又は保証

銀行等からの借入や宗債の発行、第三者の債務に対し保証人になること

⑤主要な境内建物の新築等

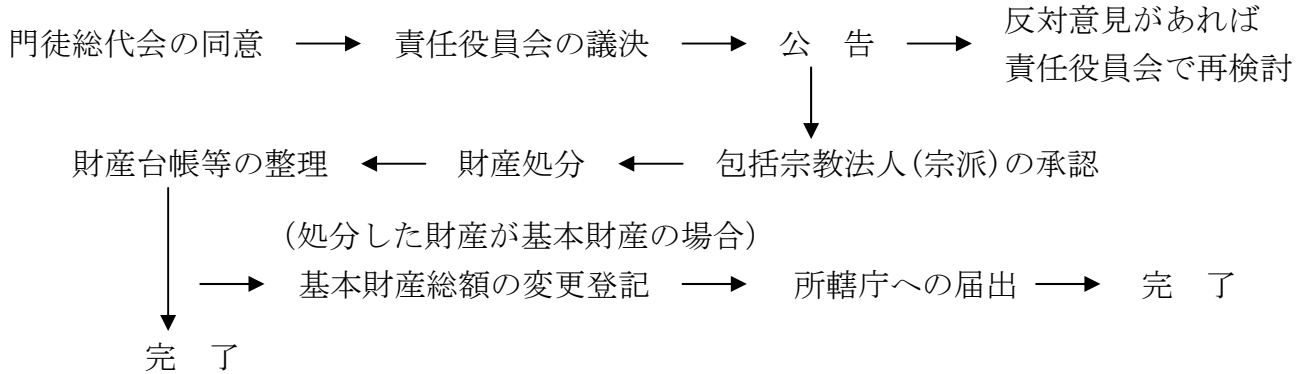
新築、改築、増築、移築、除却（とりこわし）、著しい模様替えなど

⑥境内地の著しい模様替え



⑦主要な境内建物又は境内地の用途変更等

※手続の順序



(例)

①不動産の処分、②宝物の処分

処分する物件、価格、相手先、処分の目的、処分の方法、年月日等、当該行為をしようとする旨を信者その他利害関係人に対して公告する必要があります。

なお、意見の申し出等のため、1月の期間は据え置く必要があります。

④借入

借入金額、借入目的、借入の条件、借入の相手方、借入年月日等を信者その他の利害関係人に対して公告する必要があります。なお、意見の申し出等のため、1月の期間の据え置く必要があります。

